

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員の公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会設置運営要綱第1条に基づき設置された懇談会（以下「懇談会」という。）の委員のうち同要綱第3条第1項第1号に規定する被保険者の委員（以下「被保険者委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 公募による被保険者委員の定数は、2名とする。

(公募)

第3条 広域連合事務局長（以下「事務局長」という。）は、公募による被保険者委員の対象者として、愛知県内に住所を有する愛知県後期高齢者医療の被保険者のうちから400名を、抽出順位をつけて無作為に抽出する。

2 被保険者委員の公募は、前項の規定により抽出された者に対し、懇談会についての案内（以下「案内」という。）を郵送することにより行う。

(応募)

第4条 案内を受けた者のうち被保険者委員に応募しようとするものは、申込書を別に定める期限までに事務局長へ提出するものとする。

(追加公募)

第5条 事務局長は、前条の申込書を提出した者（以下「応募者」という。）が、第2条に規定する公募による被保険者委員の定数に満たない場合は、第3条の方法に準じて追加公募を実施することができる。

(被保険者委員の決定)

第6条 事務局長は、応募者のうち抽出順位が上位の者から、公募による被保険者委員及び必要な数の補欠を決定する。

(応募結果の通知)

第7条 事務局長は、被保険者委員の決定後、速やかにその結果を全ての応募者に通知する。

(欠員補充)

第8条 公募による被保険者委員がその任期中に欠けた場合は、事務局長は、第6条の規定により決定した補欠のうち抽出順位が上位の者を公募による被保険者委員とすることができる。

(庶務)

第9条 被保険者委員の公募に関する庶務は、広域連合事務局総務課が行う。

(実施細則)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月14日から施行する。